

## 税だより

### 申告相談の日程

#### ●所得税及び復興特別所得税 とき

2月12日(水)～3月17日(月)  
午前9時15分～午後5時  
※土曜・日曜日は除きます。ただし、  
2月23日(日)・3月2日(日)は  
開設しません。

●**ところ** 愛知県産業労働センター  
(ウイंकあいち)

●**問合せ** 名古屋西税務署

☎052・521・8251

#### ●市県民税・所得税及び復興特別 所得税(分離所得を除く。)

とき

(所得税及び復興特別所得税  
【税理士による無料税務相談】)  
2月17日(月)～28日(金)  
午前9時30分～正午・午後1時  
～4時

(市県民税申告、確定申告書A

【給与所得又は年金所得のみの方】

2月17日(月)～3月17日(月)

午前8時30分～正午・午後1時

～4時

※土曜・日曜日は除きます。

●**ところ** 清須市役所本庁舎

3階大会議室

#### ●**該当する方はご注意ください**

次の方は、市役所申告会場では  
申告相談できませんので、「ウイ  
ンクあいち」へお出かけください。

・事業所得(農業所得を含む)、不  
動産所得で青色申告決算書の方  
・収支内訳書が未完成の方  
・総合譲渡所得(長期・短期)等の方  
・住宅借入金等特別控除(初年)を  
受けられる方

・分離所得(土地建物の譲渡、株  
式譲渡、株式譲渡損失と損益通  
算する配当所得等)の方  
・日本国外に居住している方の扶  
養者  
・消費税及び地方消費税、贈与税  
の申告の方

●**問合せ** 税務課(本庁舎)

#### e-Taxで申告 してみよう!



e-Tax(インターネット)とは、自  
宅や事務所などからインターネッ  
トを利用して申告、届出等がで  
きる便利なシステムで、本人の電子  
署名と電子証明書を付して申告す  
ることが出来ます。

また、医療費の領収書や源泉徴  
収票などの添付書類の提出等を省  
略することが出来ます。(申告期  
限から5年間は、自分で保管する  
必要があります。)

#### ●**電子申告に必要なもの**

電子証明書が格納された住民基  
本台帳カード、電子証明書を読  
み取るためのICカードリーダ  
ライタが必要です。(費用がか  
かります。)

#### ●**住民基本台帳カードと電子証明書 の取得**

市民課(本庁舎)、西枇杷島支所、  
清洲支所又は春日支所で取得で  
きますが、作成には30分程度か  
かります。確定申告の期間中は  
大変込み合いますので、早めに  
取得してください。

#### ●**持参していただくもの**

運転免許証などの顔写真が付い  
た公的身分証明書(写真入りの  
カードをご希望の場合、証明用  
写真1枚が必要)

#### ●**発行手数料**

住民基本台帳カード 500円  
電子証明書 500円

#### ●**問合せ**

住民基本台帳カードと電子証明  
書の取得について

市民課(本庁舎)

確定申告について

名古屋西税務署

☎052・521・8251

e-Taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

#### ●**住宅借入金等特別控除の 申告説明会**

##### ●**住宅説明会**

住宅ローン等を利用して平成25  
年中に住宅を新築もしくは購入又  
は増改築した方で、一定の要件に  
当てはまれば、所得税の住宅借入  
金等特別控除が受けられます。  
これらの方(説明会では譲渡又

は贈与及びその両方に該当しない  
方のみを対象としています。)を対  
象に、税理士による説明会を開催  
します。

●**とき** 西枇杷島地区・新川地区

2月5日(水)

清洲地区・春日地区

2月6日(木)

開始時間はともに午前9時30分

からと午後1時30分から

●**ところ** 清須市役所本庁舎

3階大会議室

※対象となりそうな方には、市役  
所から詳細を記載したご案内を  
1月中旬までに送付します。ま  
た、ご案内が届かない方で参加  
を希望される場合はお問合せく  
ださい。

※申告説明会では、途中入場はお  
断りしますので開始時間までに  
お越しください。説明会は2時  
間30分ほどを予定しています。

●**国税庁のホームページ「確定申  
告書等作成コーナー」でも作成  
することが出来ます。また、申  
告期間中に必要書類一式を持参  
し、ウイंकあいちで申告する  
ことも出来ます。**

●**問合せ** 税務課(本庁舎)

3階大会議室

#### ●**年金所得者の申告相談会**

年金所得のみ又は年金及び給与  
所得のみの方で、配偶者控除、扶  
養控除、社会保険料控除、生命保

除料控除、地震保険料控除、医療費控除等があり、申告が必要な方を対象に、税理士による申告書の作成指導等を行います。また、この相談会で作成した申告書は、そのまま提出することができます。

**と き** 西枇杷島地区・新川地区  
2月13日(木)  
清洲地区・春日地区  
2月14日(金)

受付時間はともに午前9時30分～11時と午後1時～4時  
**ところ** 清須市役所本庁舎  
3階大会議室

※当日は、年金の源泉徴収票、給与の源泉徴収票、社会保険料控除証明書や支払額などの領収書、生命保険料等の支払額などの証明書など申告に必要な書類と印鑑をご持参ください。また、医療費控除がある方は、領収書が必要です。なお、支払額の合計を計算しておいてください。

**問合せ** 税務課(本庁舎)

## 給与支払報告書の提出について

会社や事業所等を経営され、従業員の方へ給与を支払っている方は、平成26年1月31日までに、受給者の平成26年1月1日現在の住所地の市町村へ給与支払報告書を提出してください。

## 提出する書類

①給与支払報告書の総括表  
(会社名や報告人数を記載するもの)

②給与支払報告書(市町村提出用)  
2枚

給与支払報告書は、市民税・県民税の課税を行うための重要な書類です。正しく記入し、提出漏れのないようにご注意ください。

**問合せ** 税務課(本庁舎)

## 家屋を取り壊したらすぐ届出を

固定資産税は、毎年その年の1月1日現在を基準として、家屋の所在する市町村において課税されます。

新築又は増改築などにより、家屋の全部又は一部を取り壊した場合は、速やかに税務課(本庁舎)に家屋滅失申請書を提出してください。また、事務所・店舗を住宅に改装したり、住宅を住宅以外に改造されたりする場合も税務課へお知らせください。

なお、住宅用の土地については、その税負担を軽減する特例が設けられています。住宅を取り壊したり住宅以外に改造されたりすると、特例措置が受けられず、税金が高くなる場合があります。

**問合せ** 税務課(本庁舎)

## 北部県税事務所よりお知らせ 自動車税の賦課期日について

自動車(軽自動車、自動二輪等を除く)を所有している市民の方で、車検有効期間が終了し、今後その車を利用する予定がないのに抹消登録をしない方、あるいは他の方に車を譲渡したのに、移転登録を済ませていない方はいませんか。

このような車につきましても、自動車税は地方税法及び県税条例に基づき、「賦課期日」と言われる4月1日(午前0時)現在において、車検証に記載の所有者(割賦販売により自動車を購入された場合は買主)の方に、毎年4月から翌年3月までの1年分の税金が原則として課税されることとなります。従って、車検の有効期間が終了し廃車をされる場合は抹消登録を速やかに、名義変更をされる場合は移転登録を遅くとも3月末までに完了してください。

これらの登録の申請手続きを自動車販売業者などに依頼される方は、登録が確実に行われているか確認してください。また、ご自身で手続きをされる方は、管轄の運輸支局・自動車検査登録事務所のテレホンサービスの案内(尾張小牧ナンバーは、小牧自動車検査登録事務所 ☎050・5540・)

## 税務署からのお知らせ

### 税務署職員を装った者からの不審な電話にご注意ください!

国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高、口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

不審な電話があった場合には即答を避け、①相手の所属部署②氏名③電話番号を確認したうえでいったん電話を切り、最寄りの税務署へお問合せください。

**問合せ** 名古屋西税務署

電話 052-521-8251

※音声案内に従い、「2」を選択してください。



2048、名古屋ナンバーは愛知運輸支局 ☎050・5540・2046)がありますので、必要に応じてご利用ください。

**問合せ**

愛知県名古屋北部県税事務所

自動車税グループ

☎052・531・6305

(ダイヤルイン)